

北海道開拓記念館所蔵・林家文書のアイヌ語資料

東 俊佑・田村将人

1. はじめに

北海道開拓記念館所蔵の林家文書には、アイヌ語と日本語が併記された文書が1点含まれている。これは、江戸時代から明治初年頃に成立したものと考えられ、アイヌ語の古い形態のわかる貴重な資料と言える。ただし、毛筆のくずし字で記されているため、そのことがアイヌ語研究においては大きな障害となっている側面もある。一方、歴史学研究においては、古文書に記されるアイヌ語の意味が多少でもわかれば、新たな事実が判明し、従来とは異なる解釈の可能性も出てくるだろう。歴史学と言語学は、学問形態も方法論も大きく異なるが、相互に意識しつつ研究を進めることで、両方の研究分野に補完的な相乗効果をもたらすことが可能となろう。そこで、この小稿では、以上の点を意識しつつ、くずし字のアイヌ語資料を紹介することとしたい。

2. 資料の解題

林家文書所在のアイヌ語資料に関する基本的情報は以下のとおりである。

資料名：〔申渡(アイヌ語付)〕

収蔵番号：153,052

形態：縦12.3×横34.5cm、横半折、2丁

林家は、明治2年(1869)に場所請負制度が廃止されるまで、ほぼ半世紀にわたって、ヨイチ(余市)場所の請負人を務めた家柄である。その初代長左衛門は、羽州塩越(現秋田県にかほ市象潟)の出身で、19世紀の初頭には蝦夷地に進出したと言われている。林家は、はじめアブタ(現洞爺湖町虻田)場所、その後文政元年(1818)から道東のアッケシ(現厚岸町)場所を請け負い、同8年(1825)からは西蝦夷地ヨイチ場所の請負人となった。また、北海道開拓記念館所蔵の林家文書には、田付新兵衛家という別の家の文書が50点ほど含まれており、スツツ(現寿都町)、セタナイ(現せたな町)場所の関係史料も含んでいる。

林家と言えば、一般的には余市のイメージが強い。しかし以上の点を考慮すると、この資料に記されたアイヌ語を直ちに余市に結びつけることは危険である。資料自体に場所を特定できる明確な文言でもない限り、ヨイチで使われたアイヌ語と断定することはできないのである。

林家文書は、近世場所請負関係の文書としては第一級の史料群であり、北海道開拓記念館の他に、余市水産博物館、北海道立図書館、札幌市中央図書館等にも保存されている。また、林家の子孫の方々が大切に保管されている文書等もある。林家の関係文書のなかには、本資料の他に「イロハ番

付 阿異野事葉」⁽¹⁾というアイヌ語資料がある。これはヨイチ運上家が慶応2年(1866)3月に作成したもので、日本文の語句とそのアイヌ語訳が羅列してある熟語集・文例集である。本資料とアイヌ語を比較することも可能である。

3. 日本語文の内容と性格

本資料は、横半折の和紙2つに記され、その2つがこよりで綴られている。1丁目は表のみで裏がなく、2丁目は表から裏に続いて文章が記されている。1丁目と2丁目では別の内容が記されており、両者にはアイヌ語と日本語が併記された文書であるという点以外に関係性はない。したがって、以下では前者を【1】、後者を【2】に分けて論じていくこととする。

【1】は「附りと申事……」から文章がはじまっている。「附」は、本文の後に補足説明のために文章を追加する際に記す語である。したがって、この文章の前段における本文の存在を推測できる。

日本文の内容は、21日は「チコロ二四八」の先祖の命日なので、一同へ物を与えるというものである。アイヌ語が併記されていることや、林家が場所請負人であったことを考え合わせると、この文章は、どこかの「場所」において、和人がアイヌに言い伝えたものであることは間違いないだろう。請負人は、「場所」の現地監督者である支配人や通詞(通辞)を通じて、アイヌに物を与え(介抱)、こうした「申渡」を行うことで、その土地の支配者であることを演出した。大抵は春のニシン漁が終わった後や(夏オムシャ)、秋のサケ漁がはじまる前に行われたが(秋オムシャ)、こうした定例の「被下物(下され物)」とは別に、何か特別なことがあった際にもオムシャ(支配儀礼)は執り行われた。ここでは、先祖の命日に際して、アイヌ一同に「被下物」が行われたのである。

興味深いのは、この「被下物」は「荷四八」よりのものではなく、「古先祖」よりのものであると、わざわざ付け加えている点である。この文章での「荷四八」は、おそらく請負人か支配人のことを指していると思われる。すなわち現在の請負人・支配人ではなく、先代の請負人・支配人よりの「被下物」であることを強調しているのである。もし、そうであるならば、「場所」のアイヌ支配にあたって伝統的権威を利用していることになろう。尚、後半部分の「和言二而」以下の「ヲレ〇ヲ〇イタハエテ〇ヲレ〇ヲ〇シラザル事」は、片仮名表記でありながらも明らかに日本語であるが、何を意図しているのか日本語からでは意味不明である。

【2】は、「場所」の返上に際し、「チコロ二四八」よりアイヌに言い伝えた内容である。「場所」の返上とは、場所請負人の請負年限の終了を意味する。冒頭に「請負人」を「ツフヤンケ二四八」と記しているので、「チコロ二四八」は支配人のことであろう。また、文中に「土人」との表記があるので、資料の年代が安政3年(1856)以後であることはほぼ確実であり、しかも「今般当所返上致候二付」との文言があるので、もし本資料がヨイチ場所やスツツ場所の関係史料であれば、明治2～3年

(1)「イロハ番付 阿異野事葉」(個人蔵)。本稿では川端義平氏解説の余市町野紙コピーの簡易製本を利用した。

(1869-70)頃である可能性がきわめて高い⁽²⁾。内容については、【1】同様、アイヌに対し「被下物」を行うというものであるが、ここでは「場所」の返上に際し、今まで長年使役してきたことの「返礼」という、言わば最後の「介抱」における文言である。

本資料は【1】【2】ともに、定例のオムシャにおけるアイヌへの「申渡」ではなく、先祖の命日、「場所」の返上に際した最後の「介抱」という、特別な場面を描写したものである。それだけに、他のアイヌ語資料にはない稀少な価値を有していると言えるだろう。(以上、東俊佑)

4. 林家のアイヌ語資料から気づいたこと

ここでは、本資料に含まれるアイヌ語のうち歴史研究上興味深い点のみ指摘する。なお、アイヌ語資料としての年代、地域、文法などの言語学的な検討を行うことはできないので、専門家に任せることにする。本資料はアイヌ語と日本語の文が混在して記されている個所が多く、この「附」を作成および使用した者のアイヌ語運用能力が高かった可能性を示唆する。

まず、【2】の冒頭に、順番は交錯するが「御請負人之事」「ツフヤンケニ四八等申」とある。「ツフヤンケニ四八」はcip yanke nispa〈舟を(陸に)揚げる主人〉というような意味である。

次に、本資料中で「介抱」は「ウレシカ」ureskaとなっている。この「レシカ」の部分は、沙流や静内方言ではresu〈育てる〉(単数形)—respa(複数形)であるが、それ以外の多くの北海道内の諸方言では複数形がreskaになることが多い(しかし、全方言で単複の区別を有するかどうかは不詳。千歳方言では複数形でreskeとrespaのいずれも使用する)。urespaが「介抱」や「撫育」を表わすと言われているが、方言差があることを確認できる。

また、この資料にはアイヌ語のある方言に特徴的な形を表す語がある。たとえば、「被下候物」は「エシコレアンへ」となっており、es=kore=an pe〈あなたたちに・与える・私(たち)が・もの〉というアイヌ語が想定される。このうちes〈あなたたちが／に〉は近現代のアイヌ語では旭川(石狩)方言で確認されており、本資料が使われた地域のアイヌ語でもesが使われたのか、この「附」を作成した者が旭川(石狩)方言を会得したものか興味深いところである。(田村将人)

アイヌ語の注釈に関する参考文献

奥田統己編『アイヌ語静内方言文脈つき語彙集』札幌学院大学、1999年

田村すず子『アイヌ語沙流方言辞典』草風館、1996年

中川裕『アイヌ語千歳方言辞典』草風館、1995年

服部四郎編『アイヌ語方言辞典』岩波書店、1981年

(2)安政3年(1856)、箱館奉行の方針により、アイヌをさす表記は「蝦夷人」から「土人」に改称された。また、場所請負制は明治2年(1869)に廃止されたが、実際の引継処理は翌年にかけて行われた。

資料編

〈凡例〉

- (1)旧字体・異体字・略字は原則として新字体・正字に改めた。
- (2)変体仮名は普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。ただし、ㇿ(より)、江(え)、之(の)、者(は)、茂(も)は、そのままとした。
- (3)翻刻文中、現在では使わない不適切な用語もあるが、史料としての性格上、そのままとした。
- (4)本資料のアイヌ語部分の「シ」と「レ」と「ン」、「キ」と「井」、「ア」と「カ」と「ヤ」は、原文の字形からの判読がきわめて難しいため、最終的には田村が判断した。
- (5)原文は縦書きであるが、翻刻では横書きとした。
- (6)本資料は日本語文を中心に、その右横にアイヌ語を記す形態をとっているため、日本語文の行を基準とした。日本語文の行の最初に付した数字は、翻刻者が付した行数番号である。

【1-1】

- 1 附りト申事ウエバケタ
- 2 廿一日
- 3 タントナキ子 私貴人
今 日 者 チコロ荷志八
- 4 ハセエカシ タハセト子アंकシユ
御 先 祖 日 柄 二 付
- 5 エシウタレヲツタコレアンヘナキ子
一 同 江 被下候物
- 6 ヨリ コレアンヘ
荷志八ヲロワノ被下候物二者
- 7 シヨモタクレテ フシコエカシヨリ
無御座 古 先 祖 ヲロワノ
- 8 エシコレアンヘ子クシユウタレシ子キン子ノ
被 下 候 物 一 同
- 9 ラムヲカイ セラルエ ヲンカミ
意 伏 而 御 礼

10 エシキナンコンナン
可 申 上 候 事

11 和言ニ而

12 フレ○ヲ○イタヽエテ○フレ○ヲ

13 シラザル事

14 夷言ニ而

15 アカンノ○エゲタシヤ○

16 フロシヘ○エシ○エラマシカレノ○
△

17 △シヨモキノ
ヲカイヤン

【2-1】

1 ツフヤンケニ四八等申
御 請 負 人 之 事

2 附り

3 私 之 貴 人 フロワノ イタクサン
チコロニ四八 左 言 申 下 ル
カトエ子アニ

4 テエタフロワノタンコタンアユシカシマ
旧 来 左 当 所 請 負 致
ヲタ

5 ウエノウタレシ子キン子ノ ウレシカアンルエ子
土 人 共 一 同 介 抱 致 候 得 共
コ ロ カ

- 6 タハントタンコタンアノホシヒレアンルエ
今 般^当 所 返 上 致 候 二 付
ヤ ッ カ
- 7 タンコタンシカシマラフケウタレシ子キン
当 所 請 負 中 一 同
子ノ
- 8 セタカ子アノイワンケ
長 々 使 立
- 9 子ヤ ヤエタシヤ タント
右 返礼として今日
- 10 ウセ乙名 ヲツカエメノコ
乙 名 小 使 土 産 取 男 女
- 11 ヲン子クルセカツキコンハセクルバクノ
老 若 極 老 物 迄

【2-2】

- 1 附り
- 2 フロワノウシヤヲマカノ
チ コ ロ 二 四 八 右 色 々 取 交
- 3 附り (シユ?)
エシコレアンルエ子ケンニヤエラエケレ
被 下 難 有
- 4 セラルエ ヲンカミ
伏 而 御 礼
- 5 エシキナンコンナン
可 申 上 事

6 附り

7 エチヨカエウタレヲツタヤエタシヤ
其方共へ返礼者^{アナキ子}

8 タンハ ハテキ エシコレ
当年限り被下 アンクシュ

9 子ノアンヘウタレケシウタレケセ
其趣下々末々迄 バクノ

10 エシヌウレ エシキナンコンナ
相しらせ可被成候

(あずま しゅんすけ・北海道開拓記念館)

(たむら まさと・北海道開拓記念館)

[Handwritten cursive script]

Handwritten text in Chinese characters, likely a list or record, written on a piece of paper. The text is arranged in several lines and columns, with some characters appearing to be part of a larger, possibly illegible, document. The handwriting is cursive and somewhat faded.

Top section (left to right):
1. 1000
2. 1000
3. 1000
4. 1000
5. 1000
6. 1000
7. 1000
8. 1000
9. 1000
10. 1000
11. 1000
12. 1000
13. 1000
14. 1000
15. 1000
16. 1000
17. 1000
18. 1000
19. 1000
20. 1000
21. 1000
22. 1000
23. 1000
24. 1000
25. 1000
26. 1000
27. 1000
28. 1000
29. 1000
30. 1000
31. 1000
32. 1000
33. 1000
34. 1000
35. 1000
36. 1000
37. 1000
38. 1000
39. 1000
40. 1000
41. 1000
42. 1000
43. 1000
44. 1000
45. 1000
46. 1000
47. 1000
48. 1000
49. 1000
50. 1000
51. 1000
52. 1000
53. 1000
54. 1000
55. 1000
56. 1000
57. 1000
58. 1000
59. 1000
60. 1000
61. 1000
62. 1000
63. 1000
64. 1000
65. 1000
66. 1000
67. 1000
68. 1000
69. 1000
70. 1000
71. 1000
72. 1000
73. 1000
74. 1000
75. 1000
76. 1000
77. 1000
78. 1000
79. 1000
80. 1000
81. 1000
82. 1000
83. 1000
84. 1000
85. 1000
86. 1000
87. 1000
88. 1000
89. 1000
90. 1000
91. 1000
92. 1000
93. 1000
94. 1000
95. 1000
96. 1000
97. 1000
98. 1000
99. 1000
100. 1000

Historical Material of the Ainu Language in the Documents "HAYASHI" owned by Historical Museum of Hokkaido

AZUMA Shunsuke, TAMURA Masato

Summary:

This paper is on the material of the Ainu of Hokkaido dialect about the middle of the 19th century. This material is one of the historical documents which were donated to Historical Museum of Hokkaido from the descendant of the HAYASHI family.

The HAYASHI family had received the contract for the fishing grounds(BASYO) in Abuta at the beginning of the 19th century, next Akkeshi(1818-1825) on the Pacific, and Yoichi(1825-1869) on the coast of the Japan sea in Hokkaido. However, we could not specify the dialect of the Ainu of this material, because these donated documents include the other family's materials in other places, Suttsu and Setanai on the coast of the Japan sea in Hokkaido. Anyway, this material is significant, because we have little data of the Ainu of these places.